

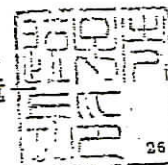
逗子市告示第 146 号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例違反による、事業者の名称等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成 4 年逗子市条例第 18 号）第 30 条第 2 項に基づき、同条例第 7 条第 1 項に規定する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2010 年（平成 22 年）7 月 5 日

逗子市長 平井 竜



公表する事項

1 事業者の名称等

名称：株式会社 アイズシノキ、 取締役 磯貝ミヨコ

会社所在地：アメリカ合衆国デラウェア州ニューアーク市パークスデイル・プロフェッショナル・センター113 番

取締役住所：愛知県一宮市千秋町佐野字郷浦 102

2 事実

株式会社 アイズシノキ（取締役 磯貝ミヨコ）は、平成 18 年 11 月から同 12 月ごろにかけて、逗子市山の根三丁目 149 番 1 ほかにおいて、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の手続きを行わずに、300 平方メートル以上に及ぶ木竹の伐採及び土石の採取を実施した。



## 逗子市告示 第146号

### 逗子市の良好な都市環境をつくる条例違反による、事業者の名称等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成4年逗子市条例第18号)第30条第2項に基づき、同条例第7条第1項に規定する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2010年(平成22年)7月5日

逗子市長 平井 竜一

#### 公表する事項

##### 1 事業者の名称等

名 称	株式会社 アイスシノキ・取締役 磯貝ミヨコ
会社所在地	アメリカ合衆国テラウェア州ニューアーク市パークス テイル・プロフェッショナル・センター113番
取締役住所	愛知県一宮市千秋町佐野字郷浦102

##### 2 事 実

株式会社アイスシノキ(取締役 磯貝ミヨコ)は、平成18年11月から同12月ごろにかけて、逗子市山の根3丁目149番1日かにおいて、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の手續を行わずに、300平方メートル以上に及ぶ木竹の伐採及び土石の採取を実施した。